

いきいき健康生活応援ページ

健康のススメ！ (介護編)

Vol.5

「こんにちは！地域包括支援センターです！」

～住みなれた地域で、いつまでも元気でいきいきと～

【ご存じですか？ 地域包括支援センター】

平成18年4月の介護保険制度改正により、地域の介護保険事業や介護予防事業の充実に向けて、高齢者・要介護者への支援や相談に応じる中核拠点として福岡県介護保険広域連合嘉穂支部に、地域包括支援センター（以下、センター）が設置されました。

センターには、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員（主任ケアマネ）・介護支援専門員（ケアマネ）の4名が配置されています。

【センターの業務内容】

①さまざま相談の受付

高齢者の介護予防や介護、支援に対して総合的な相談を行います。個々の高齢者にどの様な支援が必要かを把握し、適切なサービスや関係機関につなげる等の支援を行います。

②権利を守ります

高齢者の人権や財産を守るためのサービスや制度（成年後見制度等）を活用しながら、適切なサービスや関係機関へのつなぎを行い、高齢者の虐待の防止や権利擁護を図ります。

③要支援者・特定高齢者のケアプラン作成

指定介護予防事業者として、要支援者や特定高齢者（※注）の介護予防ケアマネジメントを行います。

④暮らしやすい地域づくり

地域のケアマネジャーが適切かつ公

平なサービスの提供を行うために必要な相談・助言を行います。関係者のネットワーク構築による情報の共有化もを行い、高齢者が暮らしやすい地域づくりに努めます。

要介護状態への予防が大切です！

要支援1・2の方の介護予防サービスにおける訪問介護（ホームヘルプサービス）では、利用者の生活行為を向上させるために、ホームヘルパーが料理や掃除、買い物等を行って行くのではなく、「**一緒に行う**」ことが基本となります。これは前月号で紹介しました「廃用症候群」を防止するためにも必要なことです。

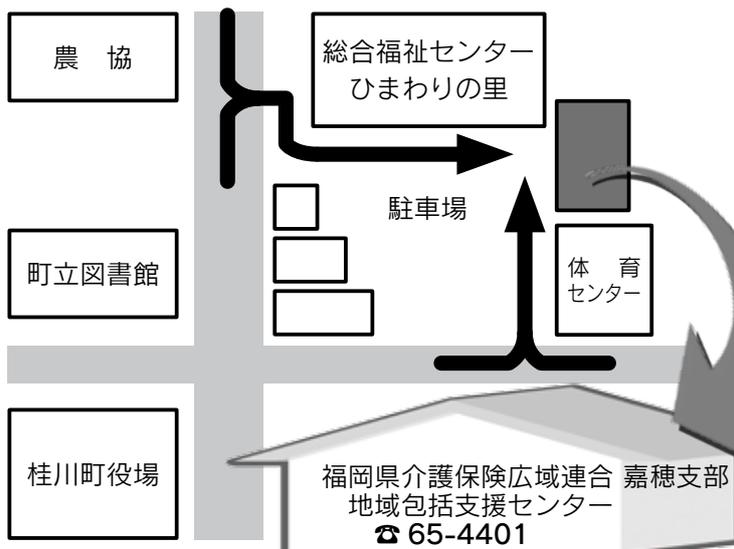
利用者自身が少しでもできることを支援していくことで、本人に残された機能の維持・改善を図り、**要介護状態になることを予防する**のを目的としています。

要支援1・2の方は、ヘルパーと一緒に歩くことが基本です。



買い物も一緒に歩いて行けば運動になり、商品を自分で選ぶ楽しみもありますものね♪

【皆さんの地域包括支援センターはこちらです】



※特定高齢者
要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる65歳以上の高齢者。町で実施している介護予防事業への参加が望ましい方。

【次回は、桂川町が実施している地域支援事業（介護予防事業）の紹介です。】